

栗山町自主防災組織設置推進要綱

(目的)

第1条 この告示は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項及び栗山町地域防災計画に基づき、地域住民による自主防災組織の設置、育成指導等に関し必要な事項を定め、自主防災組織の強化及び住民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「自主防災組織」とは、地域の防災活動を行うために住民により自主的に結成する組織をいう。

(推進事業)

第3条 町は、自主防災組織の設置を推進するため防災関係機関と連携を図り、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 自主的な防災組織の必要性を認識させ、併せて防災意識の高揚を図るための広報活動
- (2) 自主防災組織の組織づくりの指導及び防災に関する知識の徹底を図るための防災教育
- (3) 自主防災組織の充実を図るための補助

(設置の届出)

第4条 町内会、自治会等（以下「町内会等」という。）は、自主防災組織を設置したときは、栗山町自主防災組織設置届出書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に届け出るものとする。

- (1) 規約
- (2) 組織図及び役員名簿
- (3) 防災計画

2 町長は、前項の規定により届出のあった自主防災組織を把握するため、栗山町自主防災組織登録台帳（様式第2号）に必要事項を記載し、これを保管するものとする。

3 町内会等は、第1項の規定による届出書の内容に変更があったときは、速やかに栗山町自主防災組織変更届出書（様式第3号）に必要な書類を添えて町長に届出しなければならない。

(自主防災組織の編成)

第5条 自主防災組織は、町内会等を単位として編成する。ただし、小規模な町内会等にあつては、隣接の町内会等と合同で編成することができる。

(自主防災組織の活動)

第6条 自主防災組織は、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 防災知識の普及に関すること。
- イ 防災訓練の実施に関すること。
- ウ 災害発生時の備えに関すること。
- エ 防災計画の整備、策定及び組織活性化に関すること。

(2) 災害時の活動

- ア 情報収集及び伝達に関すること。
- イ 出火防止及び初期消火に関すること。
- ウ 避難及び避難誘導に関すること。
- エ 救出救護に関すること。
- オ その他災害発生時における対策に関すること。

2 自主防災組織は、前項の活動を効果的に行うため、防災計画を策定するものとする。

3 自主防災組織を編成する町内会等が、栗山町まちづくり地域支援要綱（平成21年告示第102号）第2条に規定するまちづくり地域組織であるときは、当該組織との連携・協力体制に努めるものとする。

(規約)

第7条 自主防災組織は、目的、活動内容等を明確にした自主防災組織規約を定めるものとする。

(育成指導)

第8条 町は、防災に関する知識を普及するため、防災講習会、防災訓練等を実施するなど自主防災組織の育成指導に努めるものとする。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。